

唐津市小・中学校

いじめ対応マニュアル

いじめは、休日、長期休業（夏休み、冬休み、春休み）にも発生します。家庭や地域からの情報で解決した事例もあります。学校・家庭・地域の密接な協力体制を築くことが大切です。

【家庭・地域版】

<目 次>

- ・この小冊子(マニュアル)のめざすもの P 1
- ・学校におけるいじめ予防策はこんなことをしています。 . . P 2
- ・いじめ早期発見・早期解決のための具体的な対応(学校編) . . P 3
- ・いじめ早期発見・早期解決のための具体的な対応(家庭編) . . P 4
- ・家庭におけるいじめ防止の具体的取組 P 5
- ・地域におけるいじめ防止の具体的取組 P 5



平成30年4月

唐津市教育委員会



はじめに

— 「いじめ対応マニュアル」のめざすもの —

いじめについての報道が、新聞、テレビ等で行われています。いじめが原因の不登校や引きこもり、さらには、自ら「命」を絶つという痛ましい事件さえもあります。また、近年では、携帯電話やスマートフォン、インターネット等を通じて、誹謗中傷によるいじめも増加しつつあります。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」問題であると捉えることが、何よりも大切です。また、いじめは、静かに目立たない形で進行・侵入していく行為で、一刻も早くいじめ行為を発見し、一刻も早く適切な対応ができる「いじめ撲滅作戦」を、子どもたちのまわりに張り巡らすことが必要です。

早期発見、早期対応・・・このために、いじめに関わる相談機能・体制を整えていく。いじめに対する諸々の思い（考え・願い・心配）をもとに、いじめと正面から向き合い対応していくために作成したのが「いじめ対応マニュアル」です。

学校の職員だけでなく、保護者、地域の人々のいじめに対しての高い関心と厳しい視線による応援を力として「いじめ根絶」へと挑んでいく所存です。

学校・家庭・地域・行政関係機関等、そして、子どもたち自身がいじめを以下のように捉え、いじめをなくしていかなければならないと考えます。

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、いじめの起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 三者加害者論

加害者とは、「いじめた者」「いじめに加わった者」「何もしないでそばで見ていた者」すべてである。

平成30年4月1日
唐津市教育委員会
教育長 栗原 宣康

学校におけるいじめ予防策はこんなことをしています。

いじめを予防するためには、学校・家庭・地域社会の三者が一体となり、共通理解をもとにきめ細かな取組を実践する必要があります。

いじめ予防に向けて、学校においては次のような対策をとっています。



- 認めあい、支えあう、そして高めあう集団づくりを念頭に置き、授業や行事の中で、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」に努める。
- 定期的にいじめアンケートや教育相談を実施し、児童生徒の人間関係の把握に努める。またQ-Uの効果的活用に努める。
- 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめは人間として許されない行為であること、命はかけがえのないものであることを理解させる。
- 「学校いじめ防止基本方針」を定め、学校全体で指導体制を確立すると同時に、家庭や地域社会との連携をより一層密にする。また、青少年支援センター・児童相談所・警察等・専門機関との連携に努める。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を開き、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- パソコンや携帯電話・スマートフォンによるネットいじめの被害者にも加害者にもさせないために、情報モラルの指導に努める。

※携帯電話の学校への持ち込みは、原則として禁止しています。

いじめ早期発見・早期解決のための具体的な対応(学校編)

子どものいじめサイン(学校編)

- 急に遅刻・早退が多くなる。
- 持ち物が隠される。
- 学用品の破損・ノートの落書きがある。
- 日頃付き合いのない友人と教室に遅れて入ってくる。
- 授業中の発表に対して、笑い・皮肉等が起きる。
- ニックネーム・コールがある。
- 隣に座りたがらない。
- 休み時間・掃除時間に孤立する。
- 理由のわからないケガが多い。
- 黒板や机等に、ニックネームや「○○死ね」などの落書きがある。

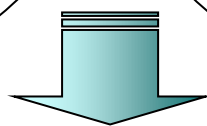


【教師間の情報交換】

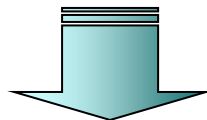
- ◇ 保健室からの情報
- ◇ スクールカウンセラーからの情報
- ◇ 地域(保護者)からの情報
- ◇ 級外職員からの情報
- ◇ 事務室からの情報
- ◇ 学年会・職員会・生徒指導部会での情報交換
- ◇ 担任教師の発見
- ◇ 部活動顧問の発見

【実態把握】

- ◇ 定期的ないじめアンケート調査の実施
- ◇ 個人面談の実施
- ◇ 日常観察
- ◇ 日記
- ◇ 心理テスト
- ◇ 家庭訪問の実施
- ◇ 保護者との情報交換



事 実 確 認



保護者への対応
被害児童生徒への支援
加害児童生徒への指導
学級・学年・全校児童生徒への指導

いじめ早期発見・早期解決のための具体的な対応(家庭編)

子どものいじめサイン(家庭編)

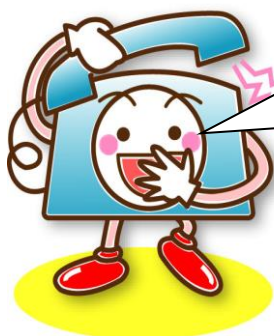
- 学校へ行きたがらない。
- 転校したいと言う。
- 先生、友だちを批判する。
- 喜怒哀楽が激しくなる。
- 親に隠し立てをする。
- 金遣いが荒くなる。
- 服が汚れる、からだに傷がある。
- 物が壊れる。
- 外に出たがらない。
- 親の学校への出入りを嫌う。

心配だわ

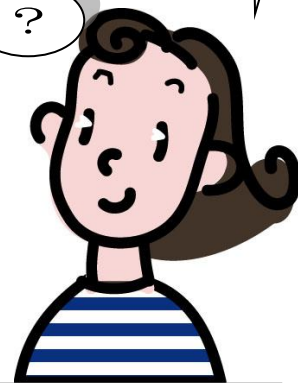
?

うちの子はいじめられていないかしら・・・?

うちの子はいじめていないかしら・・・?



気になればすぐに電話
していいんだよ!
個人情報も守られます。



相談できる機関

() 学校	()
青少年支援センター	74-1737
唐津市教育委員会学校教育課	72-9158
児童相談所唐津分室	73-1141
子どもの人権110番	0120-007-110
佐賀いのちの電話	0952-34-4343
教育相談窓口 (県教育センター指導相談)	0952-62-5211

家庭におけるいじめ防止の具体的取組

- 1 子どもの立場に立って真剣に話を聞きましょう。食事を一緒にしましょう。
- 2 親は、どんなことがあっても味方であり、守ってやるという強い気持ちで温かく見守りましょう。
- 3 子どもの様子を変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。
- 4 けがや金品などの被害にあったら、学校や下記の相談機関に相談しましょう。
- 5 いじめる子には、よその子でも厳しくいってきかせましょう。
- 6 わが子が「いじめる側」にならないよう話をして聞かせましょう。



親として、わががいじめられることはとてもつらいことです。同じように、いじめる側になってもつらいものです。「うちの子に限って…」という意識は危険です。親の知らないところでいじめに加担していないか気を配りましょう!

地域におけるいじめ防止の具体的取組

- 1 地域の子どもたちに声をかけましょう。
- 2 地域の子どもたちを温かく見守りましょう。
- 3 いじめやしてはいけない行為を発見したら、勇気を持って注意しましょう。
- 4 いじめやしてはいけない行為を発見したら、家庭や学校に連絡しましょう。
- 5 地域の子どもの様子を変だと思ったら、家庭や学校に連絡しましょう。
- 6 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。
- 7 地域を子どもたちにとっての安らぎの場としましょう。

※ 子どもたちの生活の場は、家庭、学校とともに地域にあります。地域は、大人や子ども、様々な人々が関わりあいを持ちながら、共に生活している場です。地域の子どもたちを、地域みんなで育てていこうという気持ちを持ち、地域の一員として、お互いに助け合いながら、地域で共に暮らしていきましょう。